



第1章 計画策定の背景・趣旨



第 1 章 計画策定の背景・趣旨

1 策定の背景

介護を必要とする状態となっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えることを目的として平成 12 年度（2000 年度）にスタートした介護保険制度は、市民生活を支える重要な制度として広く浸透してきました。一方で、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、それに起因する介護給付費の増加、さらに介護保険料の高騰、介護サービス提供体制の充実を支える介護人材の育成・確保、地域医療と介護の連携、認知症対策など、様々な課題が顕在化してきています。

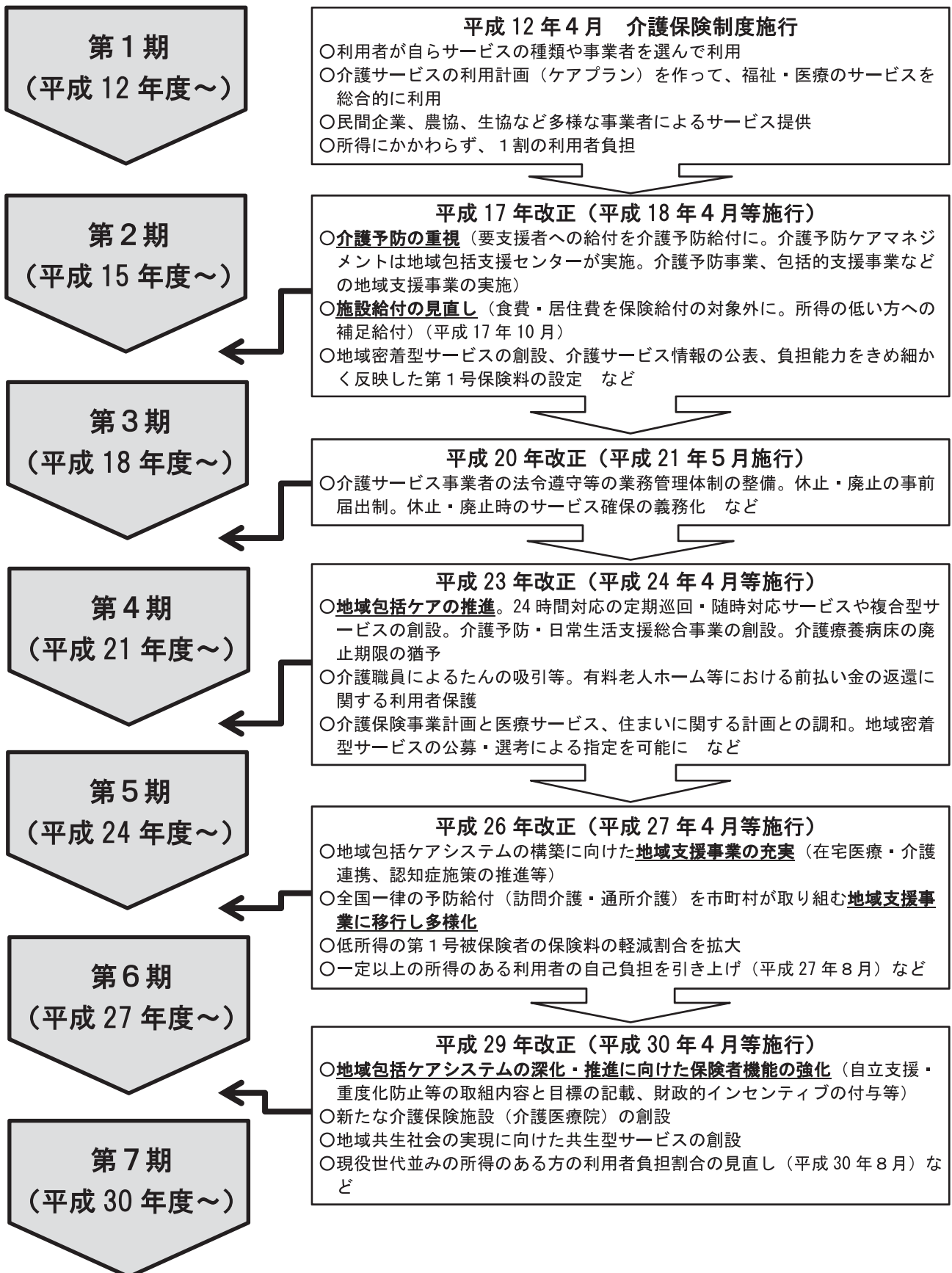
この間、本市においても総人口は減少に転じるとともに、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎えるなど高齢者人口は年々増加しています。平成 12 年（2000 年）に 22.7%であった高齢化率は、団塊の世代が 75 歳以上になる平成 37 年（2025 年）には 35.3%に達する見込みであり、今後も更なる高齢化の進展が予想されています。

こうした中、平成 37 年（2025 年）を見据えて、たとえ介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要となっています。また、介護保険制度改正も踏まえて、介護サービス事業所によるサービスの充実とともに、市民一人ひとりが介護を自分自身の問題としてとらえ、地域住民の協力により、地域福祉の推進、福祉を通じた地域づくりを進めることも重要な課題となっています。

本市では平成 27 年（2015 年）3 月に策定した「第 6 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において、『おもいやりの心で支え合い、安心して健康に暮らせるまち』を基本理念に、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備や、高齢者を支える地域福祉活動の推進をはじめ、健康づくり・介護予防の推進、医療と介護の連携強化、生活支援サービスの充実、介護サービスの基盤整備等に取り組んできました。

これまで取り組んできた施策の方針を踏まえるとともに、本市の現状分析や将来予測をはじめ、各種調査結果などに基づき、平成 37 年（2025 年）までの中長期的な視点を持って地域包括ケアシステムの構築を図ることを目指しつつ、今後 3 か年の高齢者福祉及び介護保険施策全般の推進を図るため、本計画を策定するものです。

2 介護保険制度改正の経緯



「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年5月26日成立）」では、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、下記のような考え方が示されています。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等 の一部を改正する法律のポイント

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- ・ 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ・ 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ・ 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

3 計画の性格・位置付け

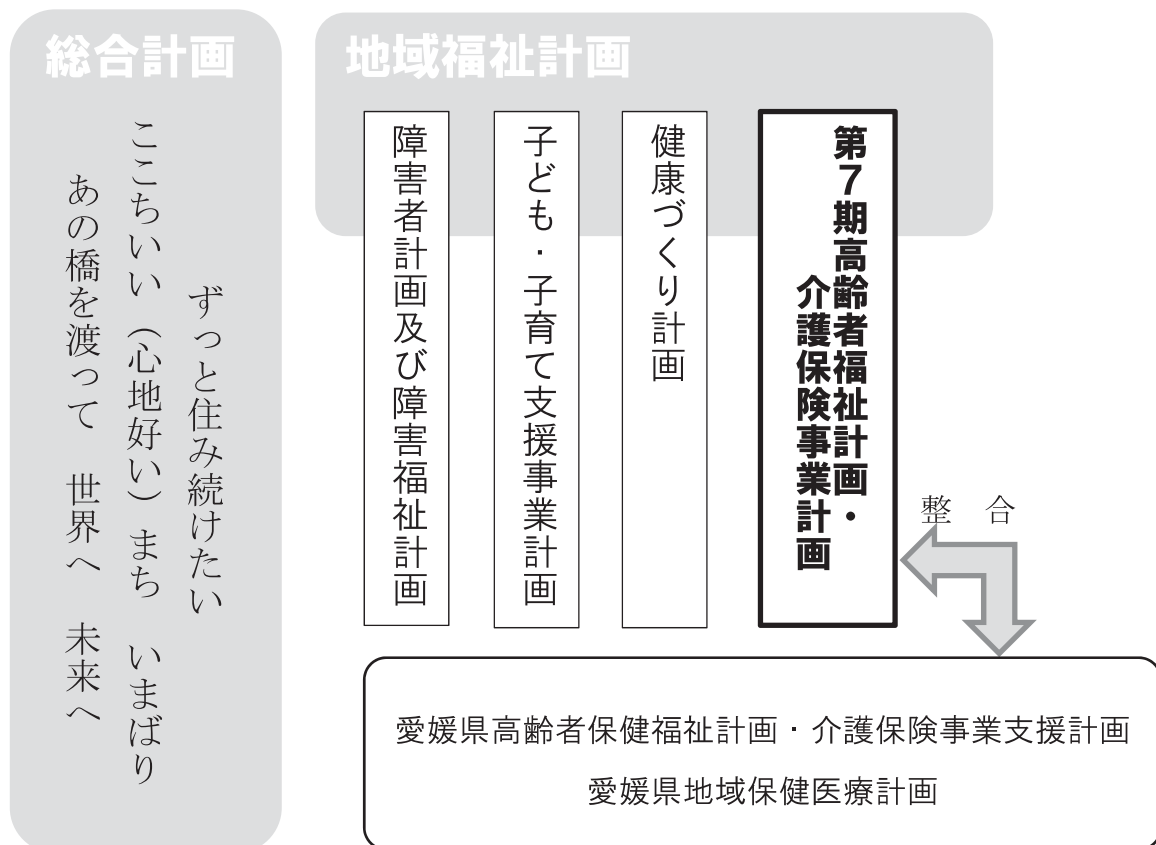
(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画とを合わせ、一体的に策定したものです。

(2) 関連計画との関係

本計画は、「今治市総合計画」に基づく分野別計画に位置づけられるとともに、地域福祉の基本計画である「今治市地域福祉計画」を踏まえ、本市における高齢者の保健・福祉に関する基本的な考え方及び施策を示すものです。

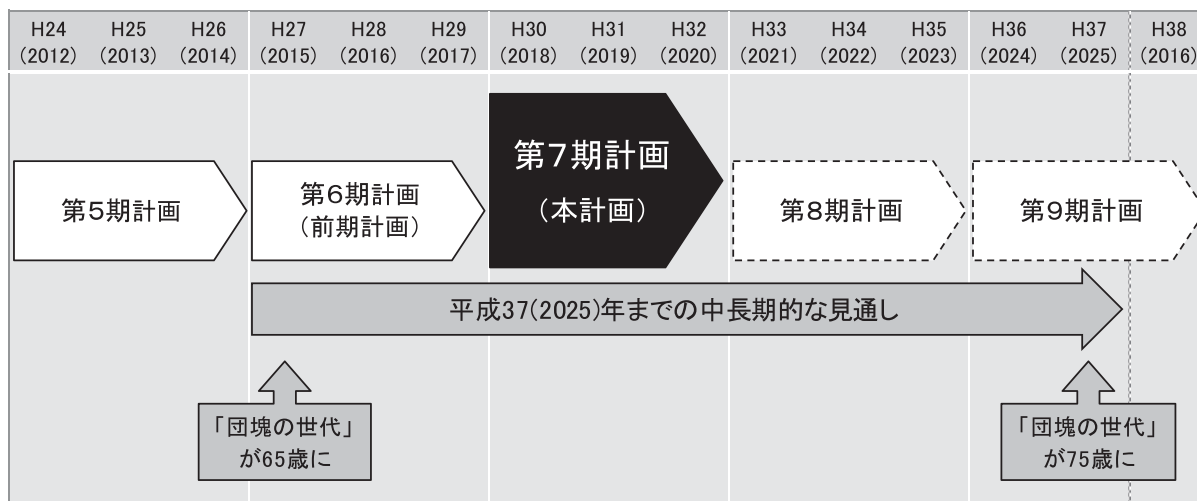
また、「愛媛県地域保健医療計画」とは、平成 30 年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致することとなるため、本計画の策定においては、両計画の整合性や一体的な作成体制の整備等がこれまで以上に求められています。



4 計画の期間

本計画では、第9期計画期間中にあたる平成37年（2025年）を見据え、第6期計画（前期計画）から段階的な構築を目指している「地域包括ケアシステム」について、より深化・推進していくこととします。

第7期計画の期間は3か年で、平成30年度（2018年度）を始期とし平成32年度（2020年度）を目標年度とします。



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域の福祉・医療等の各分野を代表する関係者の方々に構成される「今治市介護保険運営協議会」をはじめ、広く市民の方から本市の目指すべき高齢社会への対応についての意見をいただきながら、高齢者に関する問題や課題、対策、今後における施策の方向性などを中心に協議を行いました。

また、計画案については、平成30年1月17日～1月31日までの間、本市高齢介護課窓口・ホームページ上におきまして、パブリックコメント（意見聴取）を行いました。

